

# 居宅介護支援

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

### にじの里介護保険センター

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、倉敷市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

#### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 倉敷にじの里
主たる事務所の所在地	〒710-0843 倉敷市浦田1533番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 井上 数馬
設立年月日	平成23年 1月27日
電話番号	086-441-5008

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	にじの里介護保険センター	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒710-0843 倉敷市浦田1533番地2	
電話番号	086-441-3006	
指定年月日・事業所番号	平成25年2月1日指定	3370206645
管理者の氏名	山村 信嗣	
通常の実施地域	倉敷市	

#### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。 意思に基づいた契約であること確保するため、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であることを、利用者やその家族に対して説明します。

#### 4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- 医療との連携、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネージャーの氏名を入院先医療機関に提出するよう依頼することを義務付けます。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数
管理者	1名
介護支援専門員	1名

#### 7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費 (I) 〈取扱件数が40件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	3,000円
入院時情報連携加算(I)	利用者が病院等に入院する際に、病院等に訪問し、病院等の職員に面談し、必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	2,500円
入院時情報連携加算(II)	利用者が病院等に入院する際に、入院時情報連携加算(I)以外の方法で、病院等の職員に対し必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	2,000円
退院・退所加算	退院や退所時に、病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、調整を行った場合	4,500円
	・情報提供をカンファレンス以外の方法で1回	6,000円
	・情報提供をカンファレンス以外の方法で2回	6,000円
	・情報提供をカンファレンスで1回	7,500円
	・情報提供を2回受け、うち1回以外はカンファレンスによる	9,000円
・情報提供を3回受け、うち1回以外はカンファレンスによる (入院、入所期間中に1回を限度とする)		
ターミナルケアマネジメント加算	・死亡日、死亡日前14日以内に2/15日以上の在宅の訪問等を行った場合	4,000円
通院時情報連携加算	病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行った場合	500円

緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
-----------------	---	--------

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円

## 8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名： \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）：086-441-3006

## 10. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

苦情相談窓口	電話番号 086-441-3006 FAX 086-441-5009 責任者 管理者 受付時間 8:30~17:30（祝日を除く月~金）
--------	---

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

倉敷市介護保険課	倉敷市西中新田640 電話番号 086-426-3343 受付時間 8:30~17:15（祝日を除く月~金）
岡山県国民健康保険団体連合会（国保連）	岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 受付時間 8:30~17:00（祝日を除く月~金）

## 11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

\_\_\_\_\_年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	住所	岡山県倉敷市浦田1533番地2	
	事業者名	社会福祉法人 倉敷にじの里	
	代表者名	理事長 井上 數馬	印
	説明者職・氏名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	_____	
	氏名	_____	印

署名代行者（又は法定代理人）

	住所	_____	
	氏名	_____	印
	本人との続柄	_____	